

仕様書

1. 業務名

ワープロ実習室・総合実践室 OS アップグレード作業及びソフトウェア更新業務委託

2. 業務の概要

- 対象端末のオペレーティングシステム（Windows OS）を Windows11Education にアップグレードする。エディションについては学校と協議の上、決定する。
- アップグレードした Windows OS に対応している SKYMENU Pro ST/S アップグレード用ライセンスを調達し、インストールをする。
- Creative Cloud (教育機関向け小中高校サイトライセンス)を調達し、インストールをする。
- アップグレード後の端末の設定作業及びサーバ調整作業を実施する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4. 場所

佐賀県立鹿島高等学校大手門学舎
管理・特別教室棟3階 ワープロ実習室
普通教室棟4階 総合実践室

5. その他

○対象機器

【ワープロ実習室】

- ・教師機：1台、生徒機：40台
機種：富士通製 型番：FMVD47003

【総合実践室】

- ・教師機：1台、生徒機：24台
機種：富士通製 型番：FMVD52001

○調達ソフトウェア

調達するソフトウェアはアップグレードした Windows OS に対応していること。

項	製品名	ワープロ実習室	総合実践室
1	SKYMENU Pro ST/S	41L/S	24L/S
2	Creative Cloud 教育機関向け小中高校 サイトライセンス(FRL 版)	50 式	50 式

○作業の詳細

(1) 現地確認作業

既存環境の確認を実施すること。

(2) サーバ調整作業

以下の作業を実施するにあたり、サーバ再起動が伴う作業となる為、不慮のシステムダウンやデータ消失を防ぐために必ずデータのバックアップを取得すること。また、作業を行うサーバについては、作業中にシステム障害等が起こった場合は、サーバ再構築を行うこと。他システムに影響がでないよう校内 LAN 運用保守業者へ確認し、学校業務に支障がないよう十分に配慮し作業を行うこと。

サーバの再構築設定を行えない場合は、校内 LAN 運用保守業者へ連絡し、本事業費用内にてサーバ再構築作業を実施すること。

①授業支援システム（SKYMENU Pro ST/S）のバージョンアップ作業を行うこと。

②佐賀県が保有しているウイルス対策ソフトのバージョンアップ作業を行うこと。

(3) 端末設定作業

以下のとおり対象端末の Windows OS アップグレード作業を行うこと。

①アップグレード作業については現地にて実施をすること。

必要であれば、学校へデータバックアップの依頼を行うこと。

作業中、システム障害等が発生し、データ消失等が起こった場合は、端末の再設定を行うこと。

端末再設定作業が行えない場合は、校内 LAN 運用保守業者へ連絡し、本事業費用内にて端末再設定作業を実施すること。

②作業対象の教室ネットワークへ接続、設定を行うこと。

③アップグレード後、インストールされているプリンタードライバから印刷ができるか確認を行うこと。また、「5. その他 ○調達ソフトウェア」で指示するソフトウェアをインストールすること。

④システムの調整を行うこと。

⑤作業完了後、端末・ソフトウェアの動作確認を行うこと。

⑥復元ソフトの有効化を行うこと。※生徒機のみ

また、インターネット接続についても確認を行い、接続ができない場合は校内 LAN 管理システムにアップグレードをおこなった情報機器の登録等が行われているか確認すること。

校内 LAN 運用保守業者が管理する不正防止接続機器への登録が解除されている場合を含め、接続等にあたり作業が発生する場合、本事業内でその費用を負担すること。

(4) 資料作成一式

作業終了後、以下の資料を学校に提出すること。

① アップグレード作業後の機器設定一覧

(IP アドレス、パスワード等の情報管理として必要な事項を記載したもの)

② その他必要な書類

○留意事項

- ・作業中の端末やソフトウェア等において、作業以前に発生していた故障が発覚した場合は、学校への報告を行うこと。修理完了後に設定作業を行い、それ以外の端末と同様の状態にすること。修理対応によって設定作業が委託期間を超過する場合は別途協議すること。なお、端末修理費用に関しては本事業に含まないものとする。
- ・アップグレード作業後ソフトウェアの動作試験を行うこと。ただし、アップグレードした環境でソフトウェアの動作が不確実なものについては、学校へ報告すること。
- ・作業の実施については、学校の担当者と協議、確認の上行うこと。
- ・本委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により県の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- ・受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、学校から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないこと。
- ・受託者は、学校の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないこと。
- ・受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じること。
- ・受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、学校から貸与されたものについては、検収後所定の期間内に学校に返却すること。
- ・納入成果物が本仕様書に適合しない旨の学校からの通知があった場合には、受託者の責任及び負担において、相当と認める期日までに補修を完了すること。
- ・受託者は、関係法規を遵守すること。